

【令和9年度実施事業募集】

企業版ふるさと納税活用型CSO地域課題解決支援事業募集要領

1 趣旨

地域の課題解決を図っていくためには、行政だけでなく、企業、CSO※1等様々な主体が一体となって活動を推進することが重要です。

こうした取組をさらに推進するため、県では、県内CSOから地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）※2を活用した地域課題解決事業を公募し、支援を行うこととしました。

本事業を通じて、県内CSOの活動の活性化や地域課題解決力の向上を図ることで、官民連携による協働社会づくりを推進します。

※1 CSOとはCivil Society Organizations（市民社会組織）の略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体を含めて「CSO」と呼称しています。

※2 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）とは、国が認定した地方公共団体の地方創生の事業に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

2 事業概要

- ・本事業の概要及び流れについては、後述の【参考1】及び【参考2】をご参照ください。
- ・本事業では、県内CSOが実施する地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した地域課題解決に繋がる事業を公募し、審査委員会での審査を通じて、県として支援する事業（以下「採択事業」という。）を決定します。
- ・採択事業は、県のホームページへの掲載等を通じて、県として企業への寄附募集の広報を行います。採択事業の実施主体となるCSOが主体となって、企業へ寄附の働きかけを積極的に行っていただくことが重要です。
- ・採択事業の実施主体のCSOは、交付された寄附金を活用して採択事業を実施し、実施後は、実績報告書を県へ提出していただきます。

3 応募資格要件

本事業に応募できる団体は、次の要件の全てを満たす県内CSOとし、単体での応募のほか、県内CSOにより構成された共同チームによる応募も可とします。共同チームの場合は、構成CSOのうち1団体がチームを代表して応募してください。

なお、応募資格要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 佐賀県内に事務所（レターボックスや私書箱等の郵便物受取用の所在地を事務所とするものは除く。）を置いていること。
- (2) 総会や理事会などにより団体の意思決定を行っており、少なくとも1年以上の佐賀県での継続的な活動実績があること。（佐賀県が県外から誘致したCSOを除く。）

- (3) 法人格の有無に関わらず、定款又は団体の規約を備えていること。
- (4) 過去3年以上(団体の創設の日から3年を経過していない場合には創設の日以降)の事業活動や決算・財務の情報を広く開示していること。具体的には、事業活動や決算・財務の状況を自らのホームページ又は公益財団法人日本財団等が提供する公益事業コミュニティサイト CANPAN で公開していること。
- (5) 10名以上の会員で組織された団体であること。そのうち1名以上は佐賀県内に在住していること。
- (6) 団体設立時等に公的機関による出資等を受けていないこと。
- (7) 特定非営利活動促進法別表(第2条関係)に掲げる活動に該当する活動又はその他社会貢献を行う非営利活動団体であること。
- (8) 特定非営利活動法人の場合、事業報告書を所轄庁へ提出していること。
- (9) 自己又は自社の役員等が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (10) (9)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

4 募集の対象となる事業

令和9年度に実施する事業を対象とします。また、募集の対象とする事業提案は、次の各号すべてに該当するものとします。

- ア 特定非営利活動促進法別表(第2条関係)に掲げる活動に該当する活動又はその他社会貢献を行う分野の事業であること。
- イ 佐賀県の地域課題解決に直接的に関係する事業であること。
- ウ 県内の複数の地区において展開されるなど広域性のある事業であること。
- エ 営利を目的としない事業であること。
- オ 事業の内容及び効果が特定の者のみに寄与するものでないこと。
- カ 公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。
- キ 宗教的、政治的な活動でないこと。

- ク 企業寄附が見込める事業であること。
- ケ 既存の事業ではないこと。ただし、寄附を契機として佐賀県の地域課題に対して質的又は量的に効果が見込める場合は、対象となりえる。

5 事業規模の目安

概ね300万円以上の事業規模を目安とします。

6 対象経費、交付上限額

事業の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の表のとおりとします。

なお、寄附金交付額の上限額は、採択事業への企業からの寄附金額から3%を控除した額とします。

対象経費	寄附金交付上限額
事業の実施に要する経費 ・人件費 ・謝金 ・旅費交通費 ・委託費 ・消耗品費 ・印刷費 ・通信運搬費 ・その他、事業の実施に要する経費	企業から採択事業を指定して県に寄せられた寄附金額から3%を控除した額

7 応募の方法

(1) 提出書類

単体で応募する場合は、ア～オの資料を送付してください。

共同チームにより応募する場合は、チームを代表するCSOについてはア～オの資料を、チームを構成する各CSOについては、アの事業計画書（別紙1）のうち「1 団体概要」の（1）～（4）まで及びカの資料を、それぞれ提出してください。

- ア 事業計画書（別紙1）
- イ 収支予算書（別紙2）
- ウ 誓約書（別紙3）
- エ 応募資格要件を満たすことが確認できる書類（定款又は団体の規約、会員名簿等）
- オ その他参考資料（団体等の概要が判るもの、団体等の活動内容が判るもの）
- カ 宣誓書（別紙4）

(2) 応募方法

7（1）に定める提出書類を作成し、郵便、電子メール、持参のいずれかの方法により7（3）の応募先に提出してください。応募用紙は、12（2）の佐賀県ホームページに掲載します。

(3) 応募先

- ア 窓口へ持参の場合
佐賀県庁 旧館 南側1階 県民協働課
- イ 郵送・電子メールの場合
佐賀県 県民環境部 県民協働課
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
E-mail : kigyounpo@pref.saga.lg.jp

(4) 応募期間

令和8年4月28日(火)午後5時まで(必着)

※ 応募期間内に提出書類がすべて提出されたものを有効とします。

8 採択方法

(1) 事業の採択

審査委員会を開催し、各CSOによるプレゼンテーション実施のうえ、事業の内容を審査し、採択事業を選定します。

なお、採択事業においても、本事業の趣旨と整合しない内容や経費は減額します。

- ・審査会概要

日時：令和8年5月14日(木) 時間未定

会場：佐賀県庁 旧館1階 県民環境部部内会議室

採択事業決定予定日：令和8年6月初旬ごろ

内容：プレゼンテーション形式による事業説明及び質疑応答

※詳細は応募があった団体あてに後日通知します。

※原則、実地参加によるプレゼンテーション形式の審査を予定していますが、応募書類確認の結果、佐賀県の判断で書類審査とする場合がございます。

(2) 評価項目

採択事業の選定における評価項目は、次のとおりです。ただし、アの資格審査に合致しないものは失格となります。また、イの内容審査において、審査委員会による評点の合計点が評点の6割以上の事業を採択します。

ア 資格審査 (3に定める応募資格要件を満たすこと)

イ 内容審査

- ・具体性：

特定非営利活動促進法別表(第2条関係)に掲げる活動に該当する事業又はその他社会貢献を行う分野の事業であり、事業内容が具体的であるか。

- ・独創性：

本県における地域のニーズ・課題を把握し、団体独自の強みや特色を活かした地域課題解決に繋がる事業内容となっているか。

- ・事業の効果：

事業実施により佐賀県の地域課題解決に直接的に繋がる事業であるか。

寄附を契機として質的又は量的変化が見込める事業であるか。

- ・妥当性：
 - 事業内容に見合った適正な経費で積算されているか。
 - 事業の大部分が佐賀県内で実施されるものであるか。
- ・実現性：
 - 企業寄附の見込みがあるか。
 - 企業寄附獲得のための方策が積極的に講じられているか。
 - 企業寄附の獲得のための具体的な計画があるか。
 - 企業寄附が計画（目標額）より少なかった場合であっても、自己資金を用いて又は事業の縮小や経費節減を図る等して事業を遂行することができるか。
 - 事業の遂行に必要な体制、人員の確保がされているか。
 - 事業規模・内容は、団体規模やこれまでの事業実績から見て、実現が見込まれるか。
 - また、事業実施年度（令和9年度）において事業完了の見込みがあるか。
- ・波及効果：
 - 企業寄附を活用した地域課題解決事業として、県内CSOにとって、今後の活動の参考となることが期待できるか。

(3) 結果の通知

審査結果については、応募のあった団体に通知するとともに、県のホームページで公表します。

9 事業経費積算上の留意事項

- (1) 事業経費の積算においては、算出根拠を明確に記載してください。
- (2) 共同チームにより応募する場合は、構成するCSOにおいて支出が見込まれる経費をそれぞれの役割に応じて整理した上で、一つの収支計画書（別紙2）にまとめて記載してください。
- (3) 事業経費は事業年度内執行が原則です。事業経費の翌年度以降への繰越はできません。

10 企業からの寄附金の受入れ手続き上の留意事項

寄附金の受入れ等、本事業においては、次の(1)～(5)をはじめ、県の財務制度及び企業版ふるさと納税制度に則った運用が必要となりますので、ご留意ください。

- (1) 企業から県への寄附金の納入に際しては、県が発行する納入通知書、または口座振込での納入となります。なお、別に定める寄附申出書（寄附予定額や指定する採択事業名等を記載した書類）が必要となりますので、事前に県担当者へ連絡のうえ提出してください。書類の提出方法については、企業から直接県に提出する方法でも、採択事業を実施するCSOを経由して県に提出する方法でも、いずれでも結構です。
- (2) 事業実施年度（令和9年度）の企業からの寄附金は、佐賀県の歳出予算の範囲内で

の受入れとなります。事業実施年度（令和 9 年度）に寄附見込調査を行いますので調査にご協力ください。

- (3) 企業から県への寄附金は、企業版ふるさと納税制度において、10 万円が下限額とされていますので、ご注意ください。
- (4) 採択事業実施 CSO への寄附金の交付は事業実施年度（令和 9 年度）に行います。企業版ふるさと納税の制度上、年度末日（令和 10 年 3 月 31 日）までに交付を完了し、団体において執行する必要があることから、事務処理期間及び佐賀県の歳出予算の不用額削減の観点から、令和 9 年度における企業からの寄附金の納入期限は令和 9 年 12 月 28 日とします。

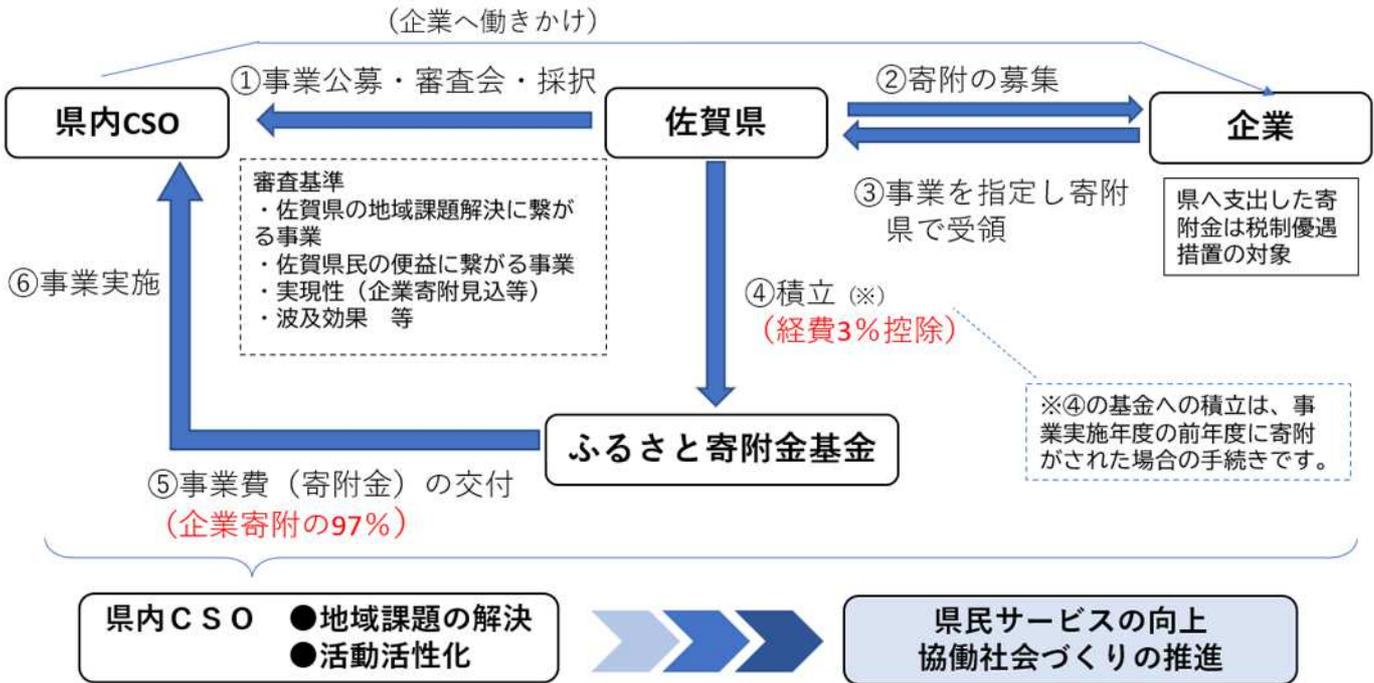
1 1 寄附金の交付手続き

8 の規定により事業提案が採択された団体は、別に定める「企業版ふるさと納税活用型 CSO 地域課題解決支援事業寄附金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき寄附金の交付手続きが必要です。

1 2 問い合わせ先等

- (1) 問い合わせ先
佐賀県 県民環境部 県民協働課 協働社会推進担当
〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59
電話：0952-25-7374（直通）
E-mail：kigyounpo@pref.saga.lg.jp
- (2) 佐賀県ホームページのアドレス
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003118707/index.html>

【参考1】企業版ふるさと納税活用型 CSO地域課題解決支援事業の概要



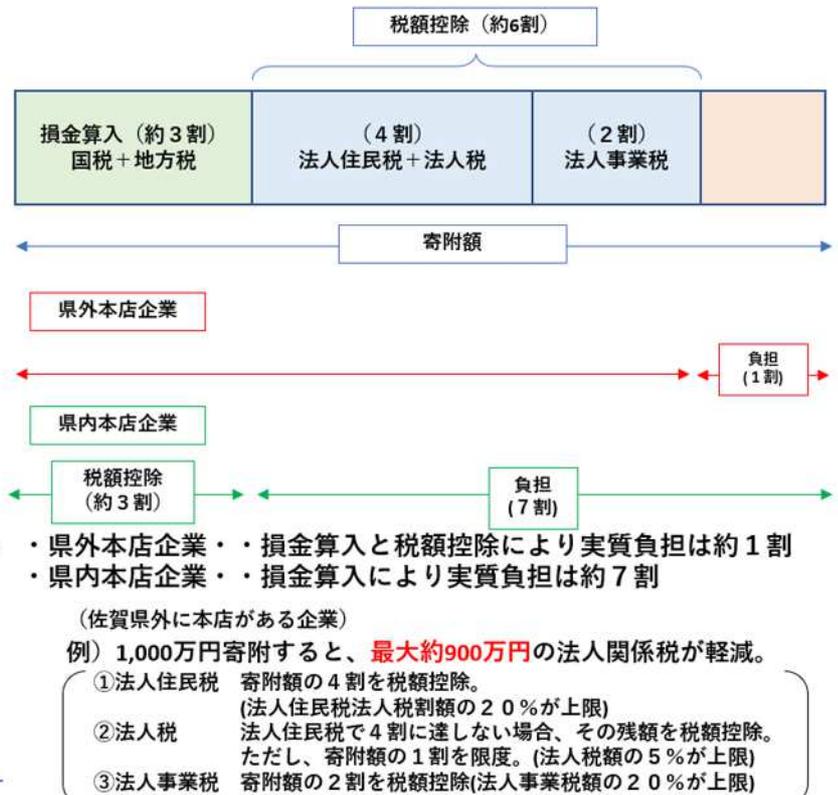
【参考2】企業版ふるさと納税とは

地方公共団体が行う地方創生に資する事業に対する企業の寄附について、損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置を講じ、地方創生に取り組む地方を応援する制度です。

(**県外本店企業の場合**、最大で寄附額の約9割が軽減されます。)

寄附を行った企業に対する本税制による優遇措置(税額控除等)は、**実際に寄附を行った日が属する当該法人の事業年度に適用**されます。

本税制の適用期限は**2027年度(令和9年度)まで**です(令和7年度税制改正により延長)。



【参考2】企業版ふるさと納税活用型CSO地域課題解決支援事業の流れ

年度	月	事業の流れ
令和7 令和8	3 4 5 6	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の募集・採択 ・事業の公募開始 (募集期間3月27日～4月28日) ・事業採択に係る審査会(5月14日) ・採択事業の決定・審査会結果通知 ○寄附金募集・広報 ・採択事業と実施主体CSO名を県ホームページに掲載 ・採択事業の実施主体CSOは企業へ寄附の働きかけ ○寄附金の受入れ・事業の実施等 ・企業は採択事業を指定して県へ寄附(県が発行する納付書で納入) ※寄附申出書を県へ提出。県で納付書を作成。 ・県は寄附金を受入れ、企業へ寄附受領証を発行 ※企業は税申告時に受領証を提出し税優遇措置を受ける
令和9	4 11 12 3	<ul style="list-style-type: none"> ○寄附金の受入れ・事業の実施等 ・企業は採択事業を指定して県へ寄附(県が発行する納付書で納入) ※寄附申出書を県へ提出。県で納付書を作成。 ・県は寄附金を受入れ、企業へ寄附金受領証を発行 ※企業は税申告時に受領証を提出し税優遇措置を受ける ・令和9年度実施の採択事業への寄附金は、交付手続きを経て事業主体のCSOへ寄附金として交付。 11・寄附金見込額調査の実施(県からCSOへ照会) 12・企業からの寄附金納入期限(12月28日) 3・採択事業に係る寄附金交付完了(～3月31日) ・採択事業完了(～3月31日)
令和10	6	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体のCSOは、別途定める交付要綱に基づき、採択事業に係る実績報告書を県に提出(県ホームページに掲載)

(別紙1)

令和9年度 事業計画書

事務所の所在地

団体名

代表者職・氏名

電話番号

1 団体概要

(1) 団体名	
(2) 団体のプロフィール (活動実績等)	設立年月日 年 月 日
	主な活動内容・実績
(3) 現在の職員体制	<input type="checkbox"/> 職員雇用有 (常勤 名、非常勤 名、ボランティア 名) <input type="checkbox"/> 職員雇用無
(4) 行政・企業等との協働実績	令和●●年度 件 円 (事業名：)
(5) 提案団体連絡先	担当者名 連絡先(電話・メール)

※共同チームで応募される場合は、「1 団体概要」の(1)～(5)は、構成する団体毎に別葉で記載してください。共同チームの代表団体は、(1)に「代表」と明記ください。

2 企業版ふるさと納税活用型 CSO 地域課題解決事業について

(1) 事業名	
(2) 事業実施年度 及び実施期間	実施年度 令和 9 年度 実施期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
(3) 事業目的、背景	<p>(事業の目的)</p> <p>(事業の背景)</p> <p>(本事業で解決を目指す地域課題)</p>
<p>(4) 事業内容</p> <p>※できるだけ具体的に 記載してください。</p> <p>※事業内容を示すフロー 図等があれば添付可</p>	<p>(事業の概要)</p> <p>(実施スケジュール)</p> <p>(実施地域) ※佐賀県外で実施するときは、佐賀県の地域課題解決となることに留意すること。(佐賀県内で実施する、佐賀県民が対象となる事業が応募要件となります)</p> <p>(主な受益者・想定人数)</p>

(8) 連携先・連携内容 (県、市町、企業、団体等)	連携先となる団体及び連携内容
	(※共同チームで応募する場合のみ記載) 構成 CS0 及び役割分担
(9) 企業寄附の目標額	目標寄附金額 円
(10) 企業への寄附 の働きかけ方法及 び寄附が見込める 企業名	企業への寄附の働きかけの方法や計画 ※具体的に記載してください。
	応募時点において寄附が見込める企業について 企業名 所在地 寄附見込額 円 寄附の時期 令和 年 月頃 ※適宜追加してください
	これまでの寄附の働きかけに関する実績 ※企業数、営業方法、寄附実績額(目標額もあわせて記載)など具体的に記載すること。 ※当事業に採択されたことのある CS0 のみ記載すること。

(11) 目標寄附額に満たなかった場合の事業実施について	(9) に記載する目標寄附金額に満たなかった場合はどのように事業を実施するか(例: 事業を縮小する、自己資金を投入する等)
------------------------------	---

※記載欄が不足する場合には、適宜、欄を拡大してください。

(別紙2)

収 支 計 画 書 (令和9年度)

(収入の部)

(単位：円)

項 目	予算額	積算内訳	備 考
寄附金 ・ 寄附見込額			
上記以外 ・ 自己財源 等			
合 計			

(支出の部)

(単位：円)

項 目	予算額	積算内訳	備 考
事業経費			
合 計			

(別紙3)

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

収支等命令者 様

所在地

(ふりがな)

団体名

(ふりがな)

代表者役職・氏名

生年月日（昭和・平成） 年 月 日

電話番号

※法人の場合は、事務所所在地、法人名、代表者の役職・氏名、生年月日を記入すること。

※役職及び氏名については自署すること。

(別紙4)

宣誓書

当方は、以下の要件を全て満たす県内CSOに相違ありません。
なお、県が必要と認める場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

- (1) 佐賀県内に事務所（レターボックスや私書箱等の郵便物受取用の所在地を事務所とするものは除く。）を置いていること。
- (2) 総会や理事会などにより団体の意思決定を行っており、少なくとも1年以上の継続的な活動実績があること。
- (3) 法人格の有無に関わらず、定款又は団体の規約を備えていること。
- (4) 過去3年以上（団体の創設の日から3年を経過していない場合には創設の日以降）の事業活動や決算・財務の情報を広く開示していること。具体的には、事業活動や決算・財務の状況を自らのホームページ又は公益財団法人日本財団等が提供する公益事業コミュニティサイトCANPANで公開していること。
- (5) 10名以上の会員で組織された団体であること。そのうち1名以上は佐賀県内に在住していること。
- (6) 団体設立時等に公的機関による出資等を受けていないこと。
- (7) 特定非営利活動促進法別表（第2条関係）に掲げる活動に該当する活動又は その他社会貢献を行う非営利活動団体であること。
- (8) 特定非営利活動法人の場合、事業報告書を所轄庁へ提出していること。
- (9) 自己又は自社の役員等が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (10) のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

年 月 日

佐賀県県民環境部県民協働課長 様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日

電話番号

※共同チームで応募する場合、構成する団体毎（代表団体は除く）に別葉で記載してください。